

他自治体の中小企業振興に関する条例

	① 中央区	② 板橋区	③ 豊島区	④ 新宿区
制定年	平成7年度	平成17年度	平成17年度	平成23年度
条例名	中央区中小企業の振興に関する基本条例	板橋区産業活性化条例	豊島区商工振興条例	新宿区産業振興基本条例
【目的】	この条例は、中央区の産業において重要な地位を占める中小企業の振興についての基本となる事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって区内産業の振興と調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。	この条例は、板橋区における産業の活性化に関する基本的事項を定め、区内産業の持続的な発展を促進することにより、区民生活の向上に寄与することを目的とする。	この条例は、豊島区の商工振興の基本となる事項を定め、にぎわいと活力のある商工都市の再生に向けて、その基盤の強化及び健全な発展を促進するとともに、事業者の自主的な努力を助長し、もって区民生活の向上、持続的な地域経済の活性化及び生活環境と調和のとれた活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とする。	この条例は、新宿区における産業が区民生活及び地域社会にとって重要な役割を果たしていることに鑑み、区における産業の振興に関する基本理念を定め、区の責務並びに事業者、商店会、産業経済団体、金融機関、教育研究機関及び区民の役割を明らかにすることにより、産業振興の総合的かつ恒常的な推進を図り、もって区民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。
【基本方針・基本理念】	中小企業の振興は、「活気にあふれた働きやすいまちづくりーいきいき産業文化都市の実現」を目標に、中小企業者の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重しつつ、伝統的産業と新しい都市型産業との融和を図るとともに、国その他の関係機関(以下「国等」という。)の協力を得ながら、情報の発信地としての区の地域特性に応じた施策を区民、企業及び区が一体となって推進することを基本とする。	(1)事業者自らの創意工夫及び自律的な発展を促進すること。 (2)生活及び産業が調和したまちづくりを推進すること。 (3)地域資源を積極的に活用して新たな価値を創造すること。 (4)事業者を中心に、区民及び区が一体となって産業の活性化に努めること。	(1)既存の産業の振興のほか、事業者自らの創意工夫と努力による新たな取組を支援するとともに、事業者の地域活動を促進し、魅力と活力のある地域社会の発展を図ること。 (2)社会経済状況の変化に対応するとともに、地域の特性に応じた施策について、事業者、区民、公益的団体等地域で活動する多様な主体による協働の推進を図ること。 (3)区民生活の向上と商工振興が密接に関連することに鑑み、安全・安心まちづくり、文化振興、都市整備等に関する施策との調和に配慮しつつ、体系的かつ効果的な展開を図ること。	産業振興は、事業者が創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うとともに、区、商店会、産業経済団体等が一体となって、当該事業活動を促進することを基本とする。 2 産業振興は、中小企業者の活力ある成長と発展を目指すことを基本とする。 3 産業振興は、商店街の発展と活性化を図ることを基本とする。 4 産業振興は、社会経済状況の変化に適切に対処するため、創業のための環境を整備するとともに、創造力のある産業を育成することを基本とする。
【基本施策】	一 中小企業の活性化及び近代化の促進 二 産業基盤の整備及び中小企業を担う人材の育成 三 中小企業の組織化の促進及び中小企業団体の育成 四 中小企業に関する情報の収集及び提供 五 中小企業従事者の福利厚生の実施 六 中小企業に対する融資及び助成制度の充実 七 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興のため必要と認められる事項	(1)創業及び新産業創出を促進する環境を整備すること。 (2)ものづくり産業における、技能及び技術の向上、継承等ものづくりを継続できる基盤を整備すること。 (3)区民の交流の場として、地域コミュニティの中心的な役割を商店街が担うことができるまちづくりを進め、商店街の振興を図ること。 (4)観光資源を発掘し、地域における観光に関する情報を広く一般に提供する等観光に関する産業を活性化させること。 (5)都市における農業及び農地の持つ多面的な機能を考慮し、都市にふさわしい農業の振興を図ること。 (6)中小企業振興の経営基盤の強化及び経営革新の促進を図ること。	(1)商工業の基盤の整備及び人材育成の支援に関すること。 (2)商工業に関する情報の収集及び提供に関すること。 (3)勤労者の福祉の向上を図るための施策に関すること。 (4)事業者の金融の円滑化を図るための施策に関すること。 (5)事業の再生及び経営の革新を図るための施策に関すること。 (6)創業及び起業の支援並びに定着の促進のための施策に関すること。 (7)産学連携及び新産業の創出支援に関すること。 (8)商店街の振興を図るための施策に関すること。 (9)事業者により構成される団体への支援に関すること。 (10)国、都その他の機関との協力体制の確立に関すること。 (11)前各号に掲げるもののほか、区長が商工振興のために必要と認める施策に関すること。	(1)事業者の創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を支援すること。 (2)産業振興に関するネットワークを形成すること。 (3)産業に関する情報を収集し、及び発信すること。 (4)産業振興を担う人材を発掘し、及び育成すること。 (5)社会経済状況の変化に適應する事業転換を支援すること。 (6)創業及び事業承継のための環境を整備すること。 (7)創造力のある産業を育成すること。 (8)中小企業者の活力ある成長と発展のための取組を行うこと。 (9)地場産業の持続ある発展のための取組を行うこと。 (10)商店街の発展と活性化のための取組を行うこと。 2 区は、前項の基本的施策(以下「基本的施策」という。)を実施するに当たっては、必要に応じて区民、事業者、商店会、産業経済団体、金融機関及び教育研究機関との連携を図るものとする。 3 区は、基本的施策を効果的かつ効率的に実施するため、都市計画、文化、福祉、教育、環境等の施策との調整を図り、産業振興に関する総合的な計画を定めるものとする。 4 区は、基本的施策を実施するに当たっては、組織体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるものとする。
【制定の趣旨】 (HPより抜粋)	『本区の産業において重要な地位を占める中小企業の振興について基本となる事項を定めることにより、その基盤の強化および健全な発展を促進し、もって区内産業の振興と調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とするもの』	『地域産業の発展は、地域社会に活発な経済循環と雇用を創出するだけでなく、生活に豊かさをもたらします。今後、さらに板橋区が発展していくためには、区内産業を活性化し、地域経済の健全な発展と区民生活の安定を図ることが重要です。事業者を中心に区民及び区が一体となって、それぞれの力を十分に発揮し、連携と協働のもとに区内産業の活性化に努めることで、魅力ある産業でにぎわう活力あるまち板橋を実現するため、区では「板橋区産業活性化基本条例」を平成17年4月に制定しました。この条例により区・事業者・区民の役割を明確に位置づけるとともに、産業経済部の新設と併せて、区の基幹施策として産業振興に、より積極的に取り組んでいきます。』	『豊島区の商工振興の基本となる事項を定め、にぎわいと活力のある商工都市の再生に向けて、その基盤の強化及び健全な発展を促進するとともに、事業者の自主的な努力を助長し、もって区民生活の向上、持続的な地域経済の活性化及び生活環境と調和のとれた活力ある地域社会の発展に寄与する。』	『産業は、私たちの生活と地域社会に密接な関わりを持つものである。産業は、私たちの生活に必要とされる様々な物やサービスを提供するとともに、それらの物やサービスの循環を通じて新たな物やサービスを生み出し、地域ににぎわいと豊かさをもたらし、私たちの生活を向上させ、地域社会を発展させてきた。私たちは、新宿のまちにおいて産業が果たす役割が、将来においても変わることなく重要なものであると確信する。 (中略) こうした事態に対処するためには、区民、事業者、商店会、産業経済団体、金融機関、教育研究機関及び新宿区その他産業に関わるすべてのものが、それぞれの役割を自覚し、一体となって「活力ある産業が芽吹くまち」の実現を目指し、それによって産業の振興を推進していく必要がある。ここに、産業の振興についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、産業の振興を総合的かつ恒常的に推進していくため、この条例を制定する。』